

地元の小規模業者も仕事を得られる登録制度を 国保料が負担増となっており、安心して暮らせるように —札幌4民商が上田市長と懇談—



民商札幌協議会（札幌中部・札幌西・札幌東部・札幌北部）は九月七日、上田文雄札幌市長との懇談を行いました。民商からは12人が参加し、札幌市からは上田市長の他4名が参加しました。

民商札幌協議会を代表して石塚隆幸東部民商会長（北商連副会長）が「2003年10月以来2回目の懇談です。短時間ですが有意義な懇談にしていきたいと思います」とあいさつ。

平田康人東部民商事務局長は要望書に基づいて、「小規模工事等契約希望者登録制度を創設し、地元の中小業者でも登録できて仕事を受注できるようにしてほしい、国民健康保険に関しては、算定方式の変更や税制改革によって零細業者や低所得者の負担が重くなっている、憲法で保障されている生存権に基づき、安心して営業し、暮らせる札幌市にしていってほしい」と2点を要望しました。

市側は担当部署から「小規模工事等契約登録制度については既存の制度があるので積極的に活用して欲しい。11月から登録の受付を行います。広報さっぽろや札幌市のホームページ（でも紹介しています）」と回答。

国民健康保険に関しては「札幌市の財政もきびしく、大幅な値上がりがある世帯には経過措置を行っている」と七月の市との国保交渉と同じ回答でした。

上田市長は「7日付のしんぶん赤旗を読みました。日本共産党の札幌市議団が直接厚生労働省を交渉していますね」と触れたあと、「国の政策はひどいものばかりで、しわ寄せは市と市民にかかってきます。国民健康保険に関しても、他の自治体よりも高いという声が多数寄せられている」と述べました。また「小規模工事等契約希望者登録制度などを含めて、多くの人で分け合えるような制度を今後も民主商工会の皆さんと一緒に考えていきたい」と答えました。

30分という短い時間での懇談でしたが、参加者からは「今後の運動につながる回答が引き出せたのではないか」「実際に民商の会員で制度への登録を行ってほしい」との感想が出されました。

最後に千田喜美男西民商会長（北商連副会長）が、「引き続きそれぞれの民商で運動を進めて一歩でも二歩でも進めていこう」と述べました。

—中部民商富堂さんからの通信より—

生活保護世帯の小中学生向け

上乘せ給付廃止を決める

札幌市社会福祉審議会・低所得者福祉専門分科会は、9月6日生活保護世帯に対する「法外援護事業」（市が国基準以外に独自に支給しているもの）について、「すべての項目を廃止すべき」と全会一致で確認しました。

同分科会を傍聴した佐藤宏和道生連事務局長（札幌社保協代表委員）から、この内容と問題点について述べてもらいました。

札幌市社会福祉審議会低所得者福祉専門分科会第2回審議結果について

道生連事務局長 佐藤 宏和

（1）はじめに

2006年7月5日、上田文雄札幌市長は生活保護世帯に対する「法外援護事業のあり方」について諮問をしました。

内容は、4事業一（1. 小学校入学祝い金1万円、2. 小・中学生お年玉 3千円、3. 修学旅行バッグ購入金 小学3千円、中学5千円）4. 中学生卒業祝金 3万円）の見直しで、予算総額5,375万円です。

分科会は、7月19日第1回会合に続いて、9月6日第2回会合を持ち、早々に「4事業の廃止」方向でまとめることを確認してしまいました。今後は、10月下旬に成文化を確認、11月社会福祉審議会総会で確認される予定になっています。

（2）札幌市が見直しを求めた理由は4点

第1に、高校修学費が生業扶助として創設されて趣旨が重複すること。小・中学入学準備金もあり重複する。第2に、費用効果や子供の成長効果に疑問。第3に、上乘せ給付に市民の理解が得られるか。第4に、他都市が見直し方向にある。

（3）市の説明と審議内容に見る問題点

①市は、4事業内容が、保護の支給費目でカバーされていると主張していますが、実際は違います。

第1に、公立高校入学費用で見ると、確かに生保扶助費でまかなえる程度の支給額にはなっていますが、保護世帯の修学率は約4割が私立高校進学です（厚別区の場合一市の資料より）。私立高校進学には全く不足するのです。たとえば、入学金は25万円前後ですが扶助費は5,650円しかでません。公立高校しか想定していないからです。

②重複して上乘せになっているといいますが、公立高校でも入学準備金はまかなえても宿泊研修・修学旅行は自分持ちです。私立高校の修学旅行費は、国内で9,5万円～17万円、外国では35万円から48万円（道学事課調べ）だそうです。

また道内1校あたりの経済的理由での修学旅行者不参加は2.2人との調査があります（道私立学校教職員組合05年度調査）。充足しているところか不足しているのです。

③結局、不足する教育費は他制度貸付制度を利用しなさいと言っているのです。ところが、他制度には、第1に貸与が制度の基本であり、卒業と同時に借金を背負っての旅立ちを強いるものとなること。第2に、貸し付け手続きに条件があることです。たとえば、生活福祉資金修学資金は、他の制度優先を原則としており、他の制度だけでは不足する場合や成績条件で利用できない場合に認められるのです。

奨学会の私立高校入学金20万円は、1年据え置きで高校2年から返済が始まります。事実上親が支払うことになり最低生活費を下回る結果も想定されます。

（4）結論

審議会の討議では、生活保護世帯の教育費負担の実態が何ら明らかになりませんでした。他制度の問題点をよく吟味しないで安易な結論を導き出したことはきわめて遺憾であり、改めて、審議継続を求めたいと思います。当事者を参考人として呼び、実情把握をするべきです。分科会は10月下旬に成文化予定ですが、実情と違っていることを多くの人が訴えることです。